

■農地転用の手続き

農地の転用をするときは、次の要領で農林商工課へ書類を提出してください。

- (1) 農地の所有者が農地以外の目的で使用する場合は、農地法第4条許可申請書を提出してください。
- (2) 農地の所有者以外の方が権利を取得し、農地以外のものに使用する場合には、農地法第5条許可申請書を提出してください。

●申請書添付書類

| | | |
|------|--|----|
| 4条関係 | 土地登記簿謄本・転用同意書・公図写・建築物の平面図と配置図・現地までの案内図・位置図・事業計画書・資金証明書・住民票 | 2部 |
| 5条関係 | 上記の書類・譲受人の住民票抄本・申請人が法人の場合は（法人の登記簿謄本・経歴書・定款・営業報告書・役員会会議録） | 2部 |

■家を建てる時には

- 用途地域の地区内かどうか** 日光市内ではそれぞれ用途地域が定められています。建物の用途・建ぺい率・容積率・高さなどにいろいろ制限があります。
- 都市計画予定地では** 区画整理地区内と区画整理などの都市計画予定地の建築は、必ず都市計画課に許可申請をしてください。
- 敷地に接して道路があるか** 建築物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接していなければなりません。道路が公道か私道か、建設課で確認してください。
- 建築確認申請をしてください** 家を建てる時には、確認申請を建設課を経由して日光土木事務所に提出しなければなりません。
- 道路の境界査定は** 市道と民地との境界が不明の場合は、現地において関係地主立合いのうえ査定しますから、建設課に申請してください。
- 道路占用について** 建築工事などで一時的に道路を占用する場合は、建設課に道路占用

許可申請をしてください。

上水道・下水道

■水道工事

水道の工事は市が指定した工事店に限られていますので、お近くの指定工事店にお申し込みください。なお、家を新築し水道をひく場合には、建築確認通知書の写しが必要です。

■日光市指定水道工事店

| 工事店名 | 住所 | 電話 | 備考 |
|-----------|----------|-----------------|------|
| 荒井土建 | 中宮祠2478 | 5-0091 | |
| 荒井興業(有) | 匠町4-19 | 4-1481 | |
| (有)加藤組 | 清滝3丁目8-9 | 4-0432 | |
| (有)巻島設備 | 所野19-24 | 4-1571 | |
| 宇佐美設備(有) | 安川町6-31 | 4-0602 | |
| 日管設備(株) | 匠町6-2 | 4-0607 | |
| 共和工業(株) | 匠町3-3 | 4-0601 | |
| (有)三共総合設備 | 御幸町619 | 4-0938 | |
| 日光土地管理(株) | 清滝3丁目9-1 | 4-3684 | |
| 精銅所工務課 | 清滝町500 | 4-9501 内線480 | 社宅地区 |

■水道関係の届出

水道の使用を始めたりやめたりするとき

- 新しく家を建てる時、引越してきたとき**
＝水道給水開始届
- 引越して行くとき**＝水道給水停止届
- 使用者・所有者が変わるとき**＝名義変更届
- 家屋をとり壊したりして廃止するとき**＝水道給水廃止届
- 所有者が市内に居住していない時、または管理者が必要なとき**＝代理人届出

■水道料金

- 集金** 委託集金人か水道課の職員がうかがいます。
- 納付制** 主に大口需要者が納付書にもとづき、指定金融機関か収納代理店、または水道課に払い込みます。